

## 「新しい人事・賃金制度等」の移行方等について団体交渉開催

3月28日、開催した団体交渉において、会社から「新しい人事・賃金制度等の施行に伴う移行方等について」提示がありました。

本部は、会社の資料に基づいた説明を受けましたが内容が非常にわかりづらく若干の議論をおこない持ち帰り検討し、不明な点等申し入れをおこなうことを明らかにしました。

組合：C1、C2等級への移行であるが総括主任をC2とするということか。

会社：助役の補助的な役割を担っているのでC2とする考えである。

組合：S3、L3は今回の移行時には空白ということか。

会社：そうである。

組合：補償措置額の支給でなぜ扶養手当が入っていないのか。

会社：当初は支給それ自体も考えていなかったが、5、000円支給することとしたので補償措置額の対象外とした。

組合：その他の項で移行についての例外的処理とは具体的にどのようなことか。

会社：様々な事象があるので発生したら会社が決定していく。

組合：持ち帰り検討し不明な点については申し入れをおこなう。

以 上

新人事・賃金制度等の移行方について説明を受けましたが、非常にわかりづらい内容になっています。会社資料を基に解明等、本部まで上げてください。